

「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「えひめいやしの南予」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって南予観光の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、商標登録第5858961号をいう。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、県に属する。

(使用方法)

第4条 ロゴマークの使用にあたっては、デザインの変更は認めないとともに、縦横同比率による拡大及び縮小を行ったうえで使用すること。

(使用料金)

第5条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(使用の申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用許諾申請書（様式1）に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。ただし、第1号、第2号、第6号又は第7号に該当するときは、第8条第1項の規定に基づく許諾を受けた者とみなして、第12条第5号及び第13条から第15条までの規定を適用する。

(1) 愛媛県、県参画団体及び「えひめいやしの南予博 2016」（以下「南予博」という。）開催市町が、使用するとき。

(2) 南予博開催地域の住民グループ等が、「南予博自主企画プログラム」に認定されたプログラムの継続実施等に際して、使用するとき。

(3) 報道機関が、新聞及びテレビ等に報道目的で使用するとき。

(4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(5) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。

(6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業の登録を得ている者が、南予地域を行程に含む企画旅行の募集目的で使用するとき。

(7) その他愛媛県が認めるとき。

(資格要件)

第7条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使

用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

（使用の許諾）

第8条 知事は、第6条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

- (1) ロゴマークを使用方法に従って使用しないとき。
- (2) 自己のロゴマーク、商標又は意匠として使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 愛媛県又は南予の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。

2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用許諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。

4 知事は、使用を許諾しないときは、「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用不許諾通知書（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第9条 ロゴマークの使用期間は、原則として2年間以内とし、次項による場合を除き使用許諾申請書に記載のとおりとする。

2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第6条第1項の申請があつたものとみなす。

（使用の廃止）

第10条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用を廃止したときは、速やかにその旨を「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用廃止届出書（様式4）により、知事に届出なければならない。

（許諾の取消し）

第11条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の使用

許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第8条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条第3項の条件に違反したとき。
- (4) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき。

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、ロゴマークの近接に許諾番号を明記すること。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第13条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又はロゴマークが表示された物品等について県が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第14条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任及び使用者の責務)

第15条 知事は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

2 ロゴマークが表示された物品等にかかる事故又は補償が発生する場合、一切の責任はロゴマークの使用者に帰するものとし、使用者は誠意を持って必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年6月20日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年12月25日から施行する。

様式 1

「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用許諾申請書

年 月 日

愛媛県知事 宛

(申請者)

住所	〒	
企業・団体等名		
代表者職氏名		
担当者氏名		
電話番号		FAX
メール		

「えひめいやしの南予」ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、裏面の附帯事項を承諾します。

使用目的		
使用区分	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他	
作成物 (内容、種類、品種等)		
使用期間	年 月 日	～ 年 月 日
使用・頒布等の場所		
製造個数	個 (部)	
その他		

使用要綱第7条第1項各号に該当しないことを誓約します。

第7条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

【添付書類】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

【附帯事項】

- (1) ロゴマークのデザインは変更せずに、縦横同比率による拡大及び縮小を行ったうえで使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、ロゴマークの近接に許諾番号を明記すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) 愛媛県からロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

様式2

「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

年 月 日付けで申請のあった、「えひめいやしの南予」ロゴマークの使用については、次のとおり許諾します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を遵守してください。

許諾番号	
作成物 (内容、種類、品種等)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用・頒布等の場所	
条件	

【附帯事項】

- (1) デザインの変更は認めないとともに、縦横同比率による拡大及び縮小を行ったうえで使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、ロゴマークの近接に許諾番号を明記すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) 愛媛県からロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

様式3

「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

年 月 日付けで申請のあった、「えひめいやしの南予」ロゴマークの使用については、次の理由により、不許諾とします。

不許諾対象物品等	
理由	

様式4

「えひめいやしの南予」ロゴマーク使用廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事 宛

(申請者)

住所	〒	
企業・団体等名		
代表者職氏名		
担当者氏名		
電話番号		FAX
メール		

「えひめいやしの南予」ロゴマークの使用を廃止したので、次のとおり届出します。

許諾番号	
廃止日	年 月 日
その他	